

危険空き家除却費補助金を交付します

問都市計画課 ☎(55)7126

危険な空き家の除却を促進するために、除却工事に要する費用の一部を補助します。

▼補助対象となる空き家／

- 以下のすべてに該当すること
- 市内にあり、一年以上住居として使用されていないこと
- 木造であること
- 住宅地区改良法に規定する「不良住宅」に該当すること
- 個人が所有するものであること
- 所有権以外の権利が設定されていないこと

▼対象となる工事／右記の空き家を含む敷地のすべての建築物、工作物および草木を除却する工事

▼補助金の額／除却工事に要する費用の5分の4または20万円のいずれか少ない額

(注)除却前に申請が必要です。



不良住宅のイメージ

優良運転者表彰を受けましょう！  
—優良運転者表彰の自己申告の受付を行っています—

問交通安全協会津島支部事務局 (津島警察署内) ☎(24)4771  
問危機管理課 ☎(55)7130

▼対象者／

- ・運転者として次の期間無事故・無違反である方
  - ①10年以上(平成23年1月1日以降)無事故・無違反であること
  - ②20年以上(平成13年1月1日以降)無事故・無違反であること
  - ③30年以上(平成3年1月1日以降)無事故・無違反であること
  - ④40年以上(昭和56年1月1日以降)無事故・無違反であること
  - ・津島警察署管内に在住または在勤の方
  - ・同種の優良運転者の表彰を受けたことがない方
- ▼申し込み／5月31日(月)までに運転免許証と印鑑を持参し、問い合わせ先へ



5月12日は民生委員・児童委員の日

～生活の中で困りごとはありませんか？～

民生委員・児童委員、主任児童委員は地域の身近な相談相手です。

○知っていますか？民生委員・児童委員、主任児童委員

「民生委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱されています。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。また、全ての民生委員は児童福祉法によって、「児童委員」を兼ねることとなるため、正式には「民生委員・児童委員」といい、子どもから高齢者に関することまで幅広く相談を受けています。

「主任児童委員」は、子どもや子育てに関することを専門に担当し、児童の健全育成に努めています。

少子高齢化や核家族化が進む中、周囲に相談できる人や頼れる人がいないというケースが増えています。そこで、民生委員・児童委員は「身近な相談相手」として、医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなどの相談に応じています。そして、相談内容に応じて、必要な支援が受けられるよう、行政や専門機関との「つなぎ役」を務めます。また、地域の見守り活動や福祉サービスの情報提供を行うなど、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう様々な活動を行っています。

愛西市では、113人(主任児童委員9人)の委員が活動しています。

○安心してご相談ください

民生委員・児童委員、主任児童委員には、民生委員法による守秘義務があります。同意いただいていないことを他の人に漏らすことはありません。お困りのことがあれば、地域の民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください。

問高齢福祉課 ☎(55)7116